官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省令〕
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務二八）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三三四）　二
○原子力損害の補完的な補償に関する条約へのガーナ共和国の加入に関する件（外務二四〇）
○原子力損害の補完的な補償に関する条約のカナダによる批准に関する件（同二四一）
○ドマシ教員養成大学拡張計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四二）
○保安林の指定を解除する件（農林水産一一四三～一一五八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一五九～一一六四）　四
○平成二十九年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業一六一）　五
○無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する等の告示（国土交通六八二）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一三八、一三九）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（同一四〇、一四一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一八〇）　七
○道路に関する件（四国地方整備局六二）　七

〔人事異動〕
内閣　人事院　内閣府　公正取引委員会　復興庁　財務省　最高裁判所　七

〔官庁報告〕
法務　八
公証人任免（法務省）　八
労働　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公告〕
諸事項　九
官庁　九
司法書士懲戒処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等　九
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　三〇

省令

○法務省令第二十八号

刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十日

法務大臣　金田　勝年

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一　［略］ 二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から第百八十一条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。 ［三・四　略］	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情） **第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 一　［同上］ 二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から第百七十九条まで、第百八十一条、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条又は第二百四十三条（同法第二百四十一条に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。 ［三・四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行の日（平成二十九年七月十三日）から施行する。